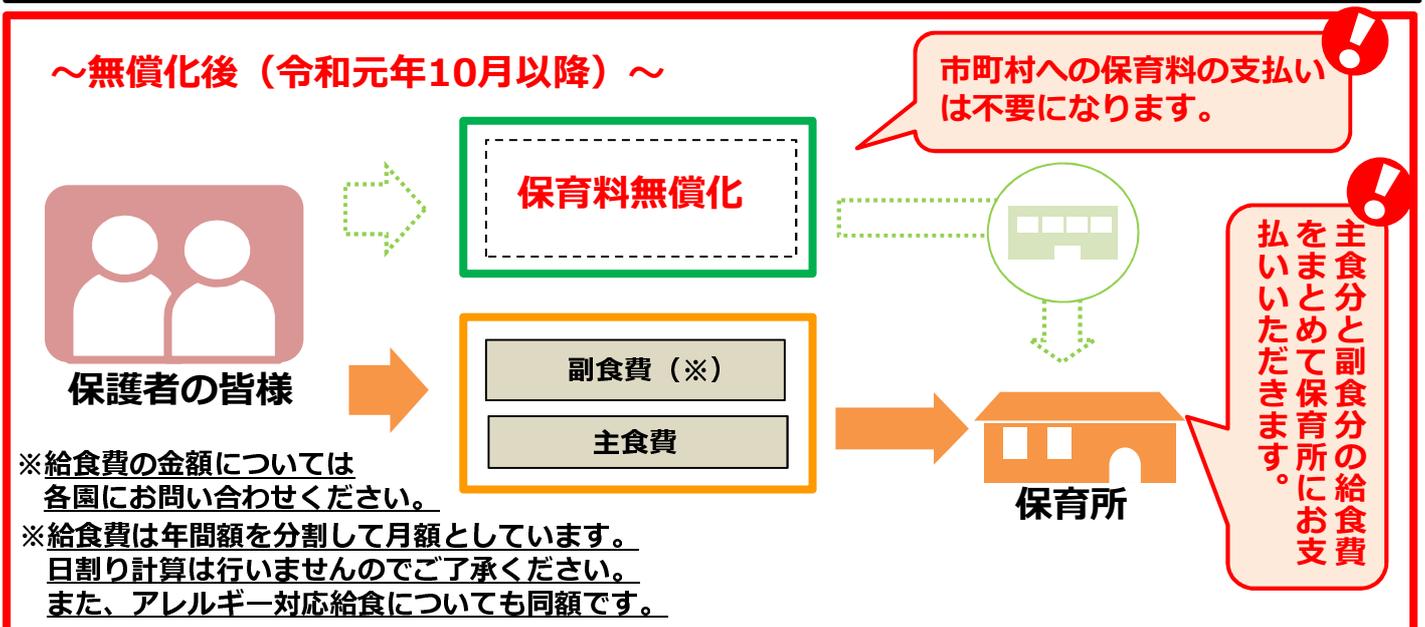
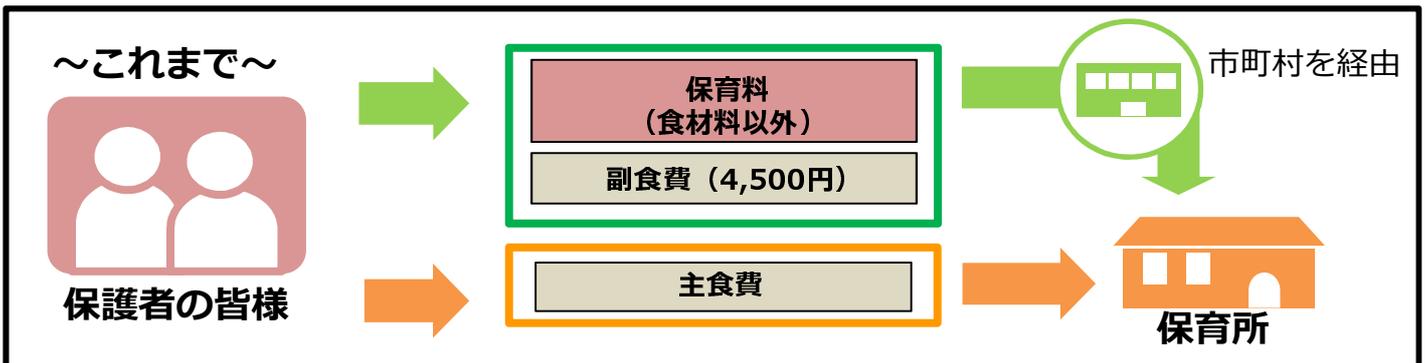


3歳～5歳のお子様と3歳未満の住民税非課税世帯のお子様について 令和元年10月から、保育料が無償になります

- 令和元年10月から、3～5歳のお子様と、3歳未満の住民税非課税世帯のお子様については**保育料が無償となります**。
- **保育所の給食の材料にかかる費用（給食費）については**、自宅で子育てを行う場合も同様にかかる費用であり、これまでも保育料に副食費（おかず、おやつ等）を含み、保護者の皆さまにご負担いただいていた。このように、副食費をご負担いただくことが原則となりますので、3～5歳のお子様については、**無償化後も引き続き、保護者の皆様のご負担となります**。
※ただし、年収360万未満世帯（保育園保育料では第1～5階層）のお子様と、すべての階層の第3子（在園している子を第1子と数えて3番目）以降のお子様については、副食費が無償になります。
- 現在、3～5歳児の給食費分は、
 - ・主食（ごはん）分については保育所に直接お支払い、または現物を持参
 - ・副食（おかず）分については（保育料の一部として）町へお支払い
- 無償化に伴い、**今後は、主食分と副食分の給食費をまとめて保育所にお支払いいただくこととなりますので、ご理解・ご協力のほどお願いいたします。**



問い合わせ先 子ども支援課(TEL42-7693)